



平成 24 年 7 月 17 日

各 位

上場会社名 株式会社コジマ  
代表者 代表取締役社長 寺崎 悦男  
(コード番号：7513 東証第一部)  
問合せ先責任者 執行役員 経営企画室長  
兼 情報システム本部長  
荒川 忠士  
(TEL 028-621-0001)

### 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 16 日開催の取締役会において、臨時株主総会を本年 8 月 29 日に開催することを決議しました。また、当臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期変更及び定款一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしておりますが、親会社である株式会社ビックカメラの決算期が毎年 8 月 31 日であることを勘案し、グループ全体の効率的な経営・事業運営を推進するため、当社の事業年度を毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日までに変更するものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 行 : 毎年 3 月 31 日

変更案 : 毎年 8 月 31 日

(注) 決算期変更に伴い、第 50 期事業年度は、2012 年 4 月 1 日から 2012 年 8 月 31 日までの 5 か月間の変則決算となる予定です。

#### 3. 定款一部変更の理由

- (1) 決算期変更に伴い、現行定款第 12 条（招集）、第 13 条（基準日）、第 40 条（事業年度）、第 41 条（剰余金の配当）、及び第 42 条（中間配当）につき所要の変更を行うとともに、第 50 期事業年度は 5 か月間の変則決算となるため、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

- (2) 当社の事業拡充を図るため、事業目的を追加するものであります。
- (3) 法律の改正により不要となった転換社債に関する規定（現行定款第 44 条）を削除するものであります。

#### 4. 定款変更の内容

（下線\_\_は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>【目的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～3（条文省略）</p> <p>4. <u>冷暖房付帯工事一式</u></p> <p>5. <u>建設付帯工事一式</u></p> <p>6～42（条文省略）</p>	<p>【目的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～3（現行どおり）</p> <p>4. <u>太陽光発電設備、充電設備、給排湯設備、空調設備の販売及び工事</u></p> <p>5. <u>建築工事、リフォーム工事、土木工事、水道工事等の請負業</u></p> <p>6～42（現行どおり）</p>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>【招集】</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>【招集】</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>11月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>【基準日】</p> <p>第 13 条 当社は、毎年<u>3月 31 日</u>の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>【基準日】</p> <p>第 13 条 当社は、毎年<u>8月 31 日</u>の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>【事業年度】</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>4月 1 日</u>から翌年<u>3月 31 日</u>までとする。</p>	<p>【事業年度】</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>9月 1 日</u>から翌年<u>8月 31 日</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><b>【剰余金の配当】</b>  第 41 条 剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p><b>【中間配当】</b>  第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><b>【<u>転換社債の転換の時期と配当金</u>】</b>  第 44 条 当社が発行する<u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><b>【剰余金の配当】</b>  第 41 条 剰余金の配当は、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p><b>【中間配当】</b>  第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 40 条の規定にかかわらず、第 50 期事業年度は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの 5 か月間とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、第 50 期事業年度の経過後、これを削るものとする。</u></p>

5. 今後の日程（予定）

臨時株主総会開催日       ：     平成 24 年 8 月 29 日  
定款変更の効力発生日     ：     同上

6. 今後の見通し

決算期変更に伴い、第 50 期事業年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日）は 5 か月間の  
変則決算となる予定であります。決算期変更後の第 50 期事業年度における連結業績予想につきまして  
は、現在精査中であり、連結業績予想の額が明確になり次第速やかに開示させていただきます。

以 上